



熊本県公報

第 1 2 0 0 5 号

平成 23 年 4 月 28 日 (木)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 漁港施設使用料の徴収事務委託…………… (漁港漁場整備課) 1
- 熊本県少年保護育成条例に基づく有害興行の指定………… (くらしの安全推進課) 2
- 国土調査の指定…………… (農地整備課) 2
- 生活保護法の規定による指定介護機関の指定…………… (社会福祉課) 2
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住
帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるもの
とされた生活保護法の規定による指定介護機関の指定…………… (//) 3
- 指定介護老人福祉施設の指定…………… (高齢者支援課) 4
- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (//) 4
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… (//) 4
- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (//) 4
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… (//) 5
- 道路の区域変更…………… (道路保全課) 5
- 道路の供用開始…………… (//) 5
- 道路の供用開始…………… (//) 5
- 道路の供用開始…………… (//) 6
- 保安林の指定…………… (森林保全課) 6
- 道路の区域変更…………… (道路保全課) 6
- 保安林の指定施業要件の変更に関する予定…………… (森林保全課) 7
- 保安林の指定施業要件の変更に関する予定…………… (//) 7

公 告

- 土地改良区役員の退任及び就任の公告…………… (農村計画課) 7
- 土地改良区役員の就任の公告…………… (//) 8
- 国土調査成果の認証…………… (農地整備課) 8
- 県営土地改良事業の工事完了公告…………… (農村計画課) 9
- 都市計画法による開発行為工事完了公告…………… (建築課) 9
- 県営土地改良事業の工事完了公告…………… (農村計画課) 9
- 基本測量の終了の公告…………… (監理課) 9
- 県有財産の売却…………… (管財課) 9
- 土地改良区役員の退任及び就任の公告…………… (農村計画課) 10
- 都市計画法による開発行為工事完了公告…………… (建築課) 11

登 載 依 頼

- 文化財の解除…………… (文化課) 11
- 熊本県有明海区におけるアサリの採捕制限
…………… (熊本県有明海区漁業調整委員会) 11

告 示

熊本県告示第 4 7 2 号
 熊本県漁港管理条例（昭和 3 7 年熊本県条例第 1 7 号）第 1 5 条に規定する使用料の徴収事務を次の者に委託したので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 8 条第 2 項の規定により告示する。
 なお、平成 2 2 年 4 月 2 3 日熊本県告示第 4 8 6 号（熊本県漁港管理条例第 1 5 条に規定する使用料の徴収事務の委託）は、廃止する。
 平成 2 3 年 4 月 2 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

漁 港 名	受 託 者
赤瀬漁港	網田漁業協同組合
郡浦漁港	三角町漁業協同組合
塩屋漁港	河内漁業協同組合
合串漁港	津奈木漁業協同組合

丸島漁港	水俣市漁業協同組合
鳩之釜漁港	天草漁業協同組合
樋合漁港	天草漁業協同組合
佐伊津漁港	天草漁業協同組合
二江漁港	天草漁業協同組合
富岡漁港	天草漁業協同組合
大江漁港	天草漁業協同組合
大多尾漁港	天草漁業協同組合
宮田漁港	倉岳町漁業協同組合
御所浦漁港	天草漁業協同組合
下桶川漁港	樋島漁業協同組合
牛深漁港	天草漁業協同組合

熊本県告示第 4 7 3 号

熊本県少年保護育成条例（昭和 4 6 年熊本県条例第 3 0 号）第 7 条第 1 項の規定により少年に有害な興行として平成 2 3 年 4 月 2 0 日次のように指定したので、同条第 2 項の規定により公示する。

平成 2 3 年 4 月 2 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

種 別	題 名	指 定 理 由
有害指定 映画	新釈 四畳半襖の下張り（新東宝） 潮吹き花嫁の性白書（オーピー） ぐしよ濡れ美容師 すけべな下半身（新東宝） 寝乱れ人妻の妹（オーピー） ザ・緊縛（新東宝） 牝猫フェロモン 淫猥な唇（オーピー） とろける新妻 絶倫義父の下半身（新東宝）	著しく性的感情を刺激し、少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

熊本県告示第 4 7 4 号

国土調査法（昭和 2 6 年法律第 1 8 0 号）第 6 条第 3 項の規定により阿蘇市が実施する地籍調査事業を国土調査として指定したので、同条第 5 項の規定により公示する。

平成 2 3 年 4 月 2 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

調査を行う者の名称	調 査 地 域	調 査 期 間	指 定 年 月 日
阿蘇市	大字宮地の一部	平成 2 3 年 4 月 2 0 日から 平成 2 4 年 3 月 3 1 日まで	平成 2 3 年 4 月 2 0 日

熊本県告示第 4 7 5 号

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 5 4 条の 2 第 1 項の規定により指定介護機関を次のとおり指定したので、同法第 5 5 条の 2 の規定により告示する。

平成 2 3 年 4 月 2 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（認知症対応型通所介護）

事業所の名称及び所在地	指定年月日
大阿蘇病院にこにこデイサービスセンター 阿蘇市一の宮町宮地 5 8 5 7 番地 7	平成 2 3 年 3 月 2 2 日

（介護予防認知症対応型通所介護）

事業所の名称及び所在地	指定年月日
大阿蘇病院にこにこデイサービスセンター 阿蘇市一の宮町宮地 5 8 5 7 番地 7	平成 2 3 年 3 月 2 2 日

熊本県告示第 4 7 6 号

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 5 4 条の 2 第 1 項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号）第 1 4 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 5 4 条の 2 第 1 項の規定により指定介護機関を次のとおり指定したので、生活保護法第 5 5 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 1 4 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 5 5 条の 2 の規定により告示する。

平成 2 3 年 4 月 2 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(訪問介護)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
ヘルパーステーションなごみ 上益城郡御船町滝川 1 7 4 5 番地	株式会社グッドライフ 上益城郡御船町滝川 1 7 4 5 番地	平成 2 3 年 3 月 1 0 日
社会福祉法人グリーンコープふくしサービスセンターさくらんぼ玉名 玉名市立願寺 4 3 4 番地	社会福祉法人グリーンコープ福岡市博多区博多駅前一丁目 5 番 1 号	平成 2 3 年 3 月 1 4 日

(訪問看護)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
セントケア訪問看護ステーション合志 合志市幾久富 1 7 5 8 番地 1 7	セントケア熊本株式会社 熊本市長嶺南四丁目 1 1 番 1 2 6 号	平成 2 3 年 4 月 1 日
訪問看護ステーション和音 八代市出町 4 号 1 8 番地	株式会社和音 八代市出町 4 号 1 8 番地	平成 2 3 年 4 月 1 日

(通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
菊池よかこデイ 菊池市隈府字町 1 0 4 番地	社会福祉法人不動会 山鹿市鹿本町津袋 4 5 0 番地	平成 2 3 年 3 月 2 5 日

(小規模多機能型居宅介護)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
小規模多機能型居宅介護つどい 阿蘇市小池 9 番地	有限会社ふきの企興 熊本市秋津一丁目 1 番 8 号	平成 2 3 年 3 月 1 8 日

(認知症対応型共同生活介護)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
グループホームつなぎ 葦北郡津奈木町大字小津奈木字男島 2 1 2 0 番 5 9	株式会社グループホームつなぎ 葦北郡津奈木町大字小津奈木字男島 2 1 2 0 番 5 9	平成 2 3 年 4 月 1 日

(介護予防訪問介護)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
ヘルパーステーションなごみ 上益城郡御船町滝川 1 7 4 5 番地	株式会社グッドライフ 上益城郡御船町滝川 1 7 4 5 番地	平成 2 3 年 3 月 1 0 日
社会福祉法人グリーンコープふくしサービスセンターさくらんぼ玉名 玉名市立願寺 4 3 4 番地	社会福祉法人グリーンコープ福岡市博多区博多駅前一丁目 5 番 1 号	平成 2 3 年 3 月 1 4 日

(介護予防訪問看護)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
セントケア訪問看護ステーション合志	セントケア熊本株式会社 熊本市長嶺南四丁目 1 1 番 1 2	平成 2 3 年 4 月 1 日

合志市幾久富1758番地17	6号	
訪問看護ステーション和音 八代市出町4号18番地	株式会社和音 八代市出町4号18番地	平成23年4月1日

(介護予防通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
菊池よかとこデイ 菊池市隈府字町104番地	社会福祉法人不動会 山鹿市鹿本町津袋450番地	平成23年3月25日

(介護予防小規模多機能型居宅介護)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
小規模多機能型居宅介護つどい 阿蘇市小池9番地	有限会社ふきの企興 熊本市秋津一丁目1番8号	平成23年3月18日

(介護予防認知症対応型共同生活介護)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
グループホームつなぎ 葦北郡津奈木町大字小津奈木字 男島2120番59	株式会社グループホームつなぎ 葦北郡津奈木町大字小津奈木字 男島2120番59	平成23年4月1日

熊本県告示第477号

介護保険法（平成9年法律第123号）第48条第1項第1号の規定により指定介護老人福祉施設を次のとおり指定したので、同法第93条の規定により公示する。

平成23年4月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(介護老人福祉施設)

施設の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
特別養護老人ホーム花へんろ 上益城郡益城町惣領1670番地	社会福祉法人ましき苑	平成23年4月20日

熊本県告示第478号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成23年4月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(短期入所生活介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
ショートステイセンター花へんろ 上益城郡益城町惣領1670番地	社会福祉法人ましき苑	平成23年4月20日

熊本県告示第479号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

平成23年4月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(介護予防短期入所生活介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
ショートステイセンター花へんろ 上益城郡益城町惣領1670番地	社会福祉法人ましき苑	平成23年4月20日

熊本県告示第480号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成23年4月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
デイサービスセンター花へんろ 上益城郡益城町惣領1670番地	社会福祉法人ましき苑	平成23年4月20日

熊本県告示第481号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。
平成23年4月28日

熊本県知事 蒲島郁夫

(介護予防通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
デイサービスセンター花へんろ 上益城郡益城町惣領1670番地	社会福祉法人ましき苑	平成23年4月20日

熊本県告示第482号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
その関係図面は、平成23年4月28日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。
平成23年4月28日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	水俣田浦線	葦北郡津奈木町大字岩城字大戸 3027番125地先から 同所 3027番125地先まで	前	11.0 ～ 14.4	18.0	廃道
			後	10.2 ～ 11.4		

2 区域を変更する期日 平成23年4月28日

熊本県告示第483号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。
その関係図面は、平成23年4月28日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。
平成23年4月28日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	岩野黒木線	山鹿市鹿北町岩野字竹の谷 2441番104地先から 同所 2441番100地先まで	178.7	単道改 (バイパス)

2 供用を開始する期日 平成23年4月28日

熊本県告示第484号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。
その関係図面は、平成23年4月28日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。
平成23年4月28日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	中河間多良木線	球磨郡多良木町大字久米字石原 320番1地先から 同所 2913番地先まで	148.0	単道改 (改築 に伴う 拡幅)

2 供用を開始する期日 平成23年4月28日

熊本県告示第485号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成23年4月28日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年4月28日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	大多尾新合線	天草市新和町中田字芥子木場 1345番11地先から 同所 1345番11地先まで	40.0	22災 補道 (改築 に伴う 拡幅)

2 供用を開始する期日 平成23年4月28日

熊本県告示第486号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成23年4月28日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 保安林の所在場所 熊本県天草市御所浦町横浦字白石1061番、1064番1、1064番3、1068番1

2 指定の目的 土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県天草地域振興局並びに天草市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第487号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成23年4月28日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年4月28日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般国道	267号	人吉市西間上町字小永野 2345番2地先から 同市蓑野町字中棚 137番1地先まで	前	8.0 ～ 28.0	199.8	活力基 盤交安 (仮設 道路の 撤去)
				11.0 ～	188.6	

			24.9	
			11.0	
		後	～	188.6
			24.9	

2 区域を変更する期日 平成 23 年 4 月 28 日

熊本県告示第 488 号

次の保安林の指定施業要件を変更するので、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 3 条の 3 において準用する同法第 30 条の 2 の規定により告示する。
平成 23 年 4 月 28 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林の所在場所 熊本県宇城市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 落石の危険の防止
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県宇城地域振興局並びに宇城市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第 489 号

次の保安林の指定施業要件を変更するので、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 3 条の 3 において準用する同法第 30 条の 2 の規定により告示する。
平成 23 年 4 月 28 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林の所在場所 熊本県宇城市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、宇城市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 公衆の保健
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県宇城地域振興局並びに宇城市役所に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

熊本県公告第 222 号

上益城郡御船町に事務所を置く七滝土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 17 項の規定により公告する。
平成 23 年 4 月 28 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	古閑 眞一	上益城郡御船町大字上野 1 0 4 6
理事	川部 敏光	上益城郡御船町大字上野 6 3 7 - 2
理事	河地 文昭	上益城郡御船町大字上野 2 2 1 4 - 1
理事	栗永 栄一	上益城郡御船町大字上野 3 5 2 8
理事	土田 康敏	上益城郡御船町大字上野 3 9 1 6 - 2
理事	村上 久雄	上益城郡御船町大字上野 5 4 6 2

理事	増本 和男	上益城郡御船町大字上野6545
理事	内村 健一	上益城郡御船町大字田代5438-1
理事	吉川 政弘	上益城郡御船町大字滝尾2555
監事	増永 信義	上益城郡御船町大字上野1919
監事	永野 澄雄	上益城郡御船町大字上野4808
監事	渡邊 武男	上益城郡山都町大字北中島1928
就任		
理事	谷村 繁満	上益城郡御船町大字上野653
理事	河地 文昭	上益城郡御船町大字上野2214-1
理事	本田 義昭	上益城郡御船町大字上野1733
理事	栗永 榮一	上益城郡御船町大字上野3528
理事	竹崎 恵	上益城郡御船町大字上野4240
理事	野田 貴久	上益城郡御船町大字田代4436
理事	増本 和男	上益城郡御船町大字上野6545
理事	吉本 幸貴	上益城郡御船町大字滝尾2557
理事	坂本 利治	上益城郡山都町北中島3545
監事	宮川 博幸	上益城郡御船町大字上野551
監事	吉澤 廣幸	上益城郡御船町大字上野5490
監事	内村 健一	上益城郡御船町大字田代5438-1

熊本県公告第223号

熊本市に事務所を置く白川西南部土地改良区の役員が次のとおり就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成23年4月28日

熊本県知事 蒲島郁夫

役職名	氏名	住所
就任 理事	藏田 義春	熊本市沖新町903番地2

熊本県公告第224号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により山鹿市他4町村における地籍調査の成果を国土調査の成果として認証したので、同条第4項の規定により次のとおり公告する。

平成23年4月28日

熊本県知事 蒲島郁夫

調査を行った者の名称	調査を行った時期	調査を行った地域	成果の名称	認証年月日
山鹿市	平成20年度から平成22年度まで	菊鹿町矢谷・相良の各一部	地籍図及び地籍簿	平成23年4月20日
上益城郡山都町	平成20年度から平成22年度まで	津留・荒谷の全部		
葦北郡芦北町	平成20年度から平成22年度まで	大字立川・吉尾の全部		
球磨郡水上村	平成21年度から平成22年度まで	大字湯山の一部		
球磨郡五木村	平成18年度から平成21年度まで	甲の一部		
球磨郡五木村	平成18年度から平成21年度まで	乙の一部		

球磨郡 五木村	平成18年度から 平成21年度まで	丙の一部	
------------	----------------------	------	--

熊本県公告第225号

次に掲げる土地改良事業に伴う工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定に基づきこの旨を公告する。
平成23年4月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業名	地区名	工事着手年月日	工事完了年月日	事業主体
農用地の保全	甲申川左岸 (玉名市)	平成21年7月17日	平成23年3月30日	熊本県

熊本県公告第226号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成23年4月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
荒尾市府本字南上揚231番4、同232番1及び同237番2
1,980.14平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
福岡市東区松崎二丁目4番45号
山田 祐樹

熊本県公告第227号

次に掲げる土地改良事業に伴う工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定に基づきこの旨を公告する。
平成23年4月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業名	地区名	工事着手年月日	工事完了年月日	事業主体
区画整理、農業用道路	布田（西原村）	平成18年10月6日	平成22年3月25日	熊本県

熊本県公告第228号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土地理院長から次のとおり基本測量の実施を終った旨の通知があったので、同条第3項の規定により公告する。
平成23年4月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

作業種類	作業地域	作業期間
基本測量（基本重力測量）	熊本市、天草市	平成22年 5月17日から 平成23年 3月18日まで
基本測量（基盤地図情報整備業務）	人吉市、宇城市、阿蘇市 天草市、玉名郡長洲町、 菊池郡大津町、上益城郡 嘉島町、同益城町、芦北 郡芦北町	平成22年12月13日から 平成23年 3月25日まで
基本測量「電子国土基本図（地図情報）」修正測量	熊本県内全域	平成22年 5月10日から 平成23年 3月31日まで

熊本県公告第229号

県有財産を次のとおり売却する。
平成23年4月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 物件の表示
所在 熊本市松尾町上松尾字百貫石3619番21

- 土地 宅地 345.93平方メートル（公簿・実測）
 最低売却価格5,810,000円
- 2 入札参加資格
 次のいずれかに該当する者は、この入札に参加できない。
 (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
 (2) 破産者で復権を得ない者
 (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号に掲げる者で、当該各号に該当する事実があった後3年を経過していないもの
 (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団等であるとして熊本県警察本部から排除要請があった者
- 3 入札参加要領・契約条項を示す場所
 熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県総務部総務税務局管財課
- 4 入札期日及び場所
 平成23年6月2日（木）午前11時
 熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県庁行政棟本館地下1階監理課入札室
- 5 開札期日 入札終了後即時
- 6 入札参加申込書
 この入札に参加しようとする者は、次により所定の入札参加申込書を提出しなければならない。
 (1) 提出方法 持参又は郵送による。
 (2) 提出期限 平成23年5月26日（木）午後5時（郵送の場合は提出期限までに必着）
 (3) 提出先 熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県総務部総務税務局管財課
- 7 入札保証金
 この入札に参加しようとする者は、入札金額の100分の5以上の金額を入札保証金として納付するものとする。この場合において、納付は、現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手により行わなければならない。なお、入札保証金は、落札者が契約を締結しないときは、熊本県に帰属する。
- 8 契約締結期限
 平成23年6月15日（水）午後5時
- 9 契約保証金
 契約しようとする者は、契約金額の100分の10以上の金額を契約と同時に契約保証金として納付するものとする。この場合において、納付は、現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手により行わなければならない。
- 10 その他
 (1) 売買代金納入期限 契約締結日から30日以内
 (2) 契約締結場所 別途指定する。
 (3) 入札参加者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令、熊本県財産条例（昭和39年熊本県条例第23号）、熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号）、入札参加要領等を承知のうえ、入札するものとする。
 (4) 問合せ先
 熊本県総務部総務税務局管財課（電話096-333-2122）

熊本県公告第230号

菊池郡大津町に事務所を置く錦野土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成23年4月28日

熊本県知事 蒲島郁夫

役職名	氏名	住所
退任		
理事	栗木 生夫	大津町大字外牧84番地
理事	古庄 敏昭	大津町大字外牧382番地
理事	古庄 義孝	大津町大字外牧425番地
理事	高橋 国利	大津町大字外牧1268番地1
理事	佐藤 秋雄	大津町大字外牧35番地1
理事	中畠 正見	熊本市楠野町1117番地3
理事	中山 篤信	大津町錦野895番地
理事	江藤 梅雄	大津町岩坂762番地
監事	緒方 一行	大津町大字外牧414番地
監事	阪田 一孝	大津町大字外牧77番地
監事	田中 清則	大津町大字錦野476番地

監事 就任	坂口 茂幸	大津町大字岩坂576番地
理事	栗木 生夫	大津町大字外牧84番地
理事	古庄 敏昭	大津町大字外牧382番地
理事	阪田 良一	大津町大字外牧431番地
理事	古庄 眞一	大津町大字外牧390番地
理事	阪田 一孝	大津町大字外牧77番地
理事	国武 俊信	大津町大字外牧61番地
理事	赤星 信俊	大津町大字錦野981番地
理事	中原 豊	大津町大字錦野912番地
理事	松村 精夫	大津町大字岩坂622番地1
監事	田畑 環	大津町大字外牧510番地2
監事	国武 昌昭	大津町大字外牧1248番地
監事	田中 智顕	大津町大字錦野259番地3
監事	岩尾 昭徳	大津町大字岩坂664番地1

熊本県公告第231号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成23年4月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
八代市岡町中字塘下142番、同144番、同145番、同146番1、同146番2、同154番1の一部、同154番3の一部、同186番1及び同字江ノ向259番の一部
7,556.78平方メートル
- 2 開発を受けた者の住所及び氏名（名称）
八代市岡町谷川135番地
櫻井精技株式会社

登載依頼

熊本県教育委員会告示第9号

熊本県文化財保護条例（昭和51年熊本県条例第48号）第28条第4項の規定に基づき、次の熊本県重要無形民俗文化財の指定が平成23年3月9日付けで解除されたので、同28条第5項において準用する同第5条第3項の規定により告示する。
平成23年4月28日

熊本県教育委員会委員長 古 莊 文 子

種別	文化財の名称	所在の場所	保護団体
重要無形民俗文化財	妙見宮祭礼神幸行列	八代市	八代妙見祭保存振興会

熊本県有明海区漁業調整委員会指示第31号

アサリ資源の繁殖保護を図るため、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。ただし、試験研究機関等が試験研究のため採捕する場合、又は本委員会が特に必要と認めた場合は、この限りでない。
平成23年4月28日

熊本県有明海区漁業調整委員会会長 青 山 行 男

- 1 指示の内容
熊本県有明海区（昭和25年農林省告示第129号に定める海域）において、殻幅12mm未満のアサリを採捕してはならない。
- 2 指示の有効期間
平成23年4月30日から平成24年4月29日まで